

内閣府行政効率化推進計画

平成16年6月15日
内閣府
平成17年6月30日改定
平成18年8月29日改定

1. 公用車の効率化

(これまでの取組)

幹部用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用
公用車運転業務の民間委託の推進
低公害車への切り替え、霞ヶ関ノーカーデーの実施、アイドリングストップの励行等による燃料費の節減
ETCの導入による高速道路料金の節減
電動アシスト自転車の導入
平成17年度までに、公用車を16台削減済
(平成17年4月の組織改編(日本学術会議事務局の編入)により、保有増1台となっている。)

(今後の取組計画)

交換時期の到来にあわせて、5台削減する。(平成24年度までの間で順次実施)
運転手については、原則退職後不補充の方針とし、補充を行う場合には再任用制度の活用を図るとともに、併せて非常勤職員による運用を行う。
これらの取組については平成19年度に見直しを行う。
所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう併せて要請を行う。

2. 公共調達の効率化

(これまでの取組)

事務用品等についてまとめ買いを推進する。
蛍光灯の規格選定の適正化

電話料金の割引制度の活用

電子入札システムの導入

公共工事以外の公共調達を行う際は、原則として一般競争を実施することとし、一般競争入札による調達の割合を含めた一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。(平成18年1月から実施)

少額随意契約以外の随意契約案件について、契約の相手方、金額、随契理由等を整理し、ホームページ上に公表する。(平成17年度から実施)特に契約の相手方が所管公益法人等であるものについては、より詳細な随意契約理由を掲載する。

落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努める。(平成15年度から実施)

随意契約又は競争入札における委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。(平成17年度から実施)

予定価格等を公にすることが可能な調達案件については、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにした上うえで、一定金額以上の案件の落札率を一覧にして公表する。(平成18年1月から実施)

(今後の取組計画)

競争参加資格について、民間からの受注実績を過去の実績として適切に評価する。(引き続き推進)

調達物の仕様については必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加できないことがないよう配慮する。(引き続き実施)

公共工事以外の調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。

取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、適切な予定価格の設定に努める。(引き続き実施)

随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行う。所管公益法人等との間で随意契約を行う場合には、必ず官房会計課の審査を経る。(引き続き実施)

内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。(引き続き実施)

平成18年6月に作成した「随意契約見直し計画」にしたがって随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況についてフォローアップを行い、結果を公表する。

内閣府本府と沖縄総合事務局の随意契約の公表ホームページの相互リンクを行い、公表の一覧性を確保する。

少額随意契約による場合においても、見積もり合わせを行うなど競争的手法の導入に努める。

参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、見積の比較、取引実例との比較等より、適正な予定価格の設定に努める。(引き続き推進)

再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には再度公告入札を行うことを原則とする。(引き続き推進)

物品のリース契約等について、現行の単年度契約や購入による場合と比較して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約を行う。(順次実施)

徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(引き続き推進)

温室効果ガスの排出削減にも配慮した電力供給契約の入札を実施する。(平成18年度から実施)

庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。

沖縄総合事務局で施行する公共調達については、各所管省の効率化計画における具体的施策と同一の施策により効率化を図る。(順次実施)

3．公共事業のコスト縮減

(今後の取組計画)

沖縄総合事務局で施行する公共事業については、各事業の所管省の効率化計画における具体的施策と同一の施策により効率化を図る。(順次実施)

4．電子政府関係の効率化

(これまでの取組)

内閣府電子政府構築計画に基づき、「内閣府電子政府構築計画」

アクションプログラムを策定（15年7月）し、CIO補佐官の設置（15年12月）行政手続のオンライン化等行ってきたところ。

執行管理システムの導入

源泉徴収票・支払調書作成システムの導入

予算編成支援システムの導入

インターネットを用いた歳入金納付システムの導入

電子入開札システムの導入

会議室予約のオンライン化

給与の完全全額振込化

内閣府本府行政事務ペーパーレス化（電子化）実施計画に基づき、内部事務の電子化を行ったことによるペーパーレス化及び業務の効率化

（今後の取組計画）

人事・給与関係情報システムの導入

内部管理業務について、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、最適化計画に基づき業務の効率化・合理化を図る。

災害管理業務の最適化計画に基づき、災害発生時に政府防災関係機関の間で横断的に情報共有を図る。

「経済財政政策関係業務に必要なシステム」に係る業務・システム最適化計画を実施することにより、大幅な費用低減と合理化を図る。

なお、最適化計画の策定に併せて定員削減等の合理化を図る。

申請・届出等手続のオンライン化に伴う効率化を図るため、手続の統廃合・ワンストップ化、添付書類の廃止等の手続の簡素化・合理化を推進するとともに、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。（順次実施）

「内閣府LAN（共通システム）に係る最適化計画」を実施することにより、業務の効率化と経費の削減を図る。

ICカード身分証明書の導入を進める（平成18年度より実施）

5．アウトソーシング

(これまでの取組)

警備・清掃・設備維持管理等の庁舎管理業務、公用車運転業務の民間委託を推進

庁内LAN等の情報システムの管理業務の民間委託

ホームページの作成・管理業務について民間委託を推進

文書等の梱包・発送業務の一部について民間委託

(今後の取組計画)

警備・清掃・設備維持管理等の庁舎管理業務、公用車運転業務のうち、現在職員が担当するものについては、必要最小限のものを除いて、在職中の職員退職後は当該業務の民間委託を原則とする。(引き続き推進)

ホームページの作成・管理業務について民間委託を拡大する。(引き続き推進)

6．IP電話の導入等通信費の削減

(今後の取組計画)

IP電話の導入を推進する。(平成18年度から一部実施)

7．統計調査の合理化

(これまでの取組)

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)等に基づき、統計関連事項効率化に取り組んできている。

(今後の取組計画)

時代の変化を反映した統計調査の抜本的見直し

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」及び「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」に基づき、ITを活用して統計調査等業務の効率化・合理化を図る。

アウトソーシングの推進

8．国民との定期的な連絡に関する効率化

(該当なし)

9. 出張旅費の効率化

(これまでの取組)

テレビ会議システムの導入

(今後の取組計画)

出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。

特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。(引き続き推進)

10. 交際費等の効率化

(今後の取組計画)

交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。(引き続き推進)

職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。(引き続き推進)

11. 国の広報印刷物への広告掲載

(これまでの取組)

行政効率化と財政の健全化に資する観点から、平成17年度において、ポスター「児童向け防災知識啓発」の中に広告欄を確保し、広告料収入を確保した。

広告料収入実績・・・600千円

(今後の取組計画)

行政効率化と財政の健全化に資する観点から、リーフレット「青

年国際交流事業参加青年募集」の中に広告欄を確保し、広告料収入を確保すること等により、行政の効率化を図っていくこととする。（平成18年度中に実施）

12．環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

（これまでの取組）

昼休み時間帯の一斉消灯・パソコン電源OFFの奨励
勤務時間外等の可能な限りの消灯

（今後の取組計画）

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）等の着実な推進を図る。（引き続き推進）

冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては軽装での執務を促す。（引き続き推進）

OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、電気使用量等を削減する。（引き続き推進）

廊下等の照明の間引き、消灯を行う。（引き続き推進）

エレベーターの運行は必要最小限に抑え、近階には階段の利用を励行する。（引き続き推進）

使用済用紙の裏面利用、使用済封筒の再利用等を励行する。（引き続き推進）

両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量を削減する。（引き続き推進）

自動水栓等により節水を推進する。（引き続き推進）

廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを図る。（引き続き推進）

13．その他

（これまでの取組）

減免制度の活用による下水道料金の節減

テレビ番組等の電波料金の年間契約による1回あたりの広告単価の削減

テレビ会議システムの導入によるペーパーレス化及び連絡調整事務等の効率化

特別自由貿易地域振興事業(補助事業)において、賃貸工場の建設単価の見直し等によるコスト削減

P F I又は第3セクターによる整備等の手法の採用等により単価を削減(15年度の180千円/m²より10%程度削減)

内閣及び内閣府の重要施策等に関して、機動的に世論を把握する観点から、通常の世界調査の実査直前に重要施策等に関する設問を数問決定し、附帯調査として同時に実査を行った後、分離して集計、公表する「特別世論調査」を実施

(今後の取組計画)

業務の見直し等による適正な定員管理に引き続き努める。(引き続き推進)